指定管理者候補者選定基本調書

1 施設概	要								
施設名称	川口市立アートギャラ	ラリー・川口市立文化財センター旧田中	家住宅						
設置目的	川口市立アートギャラリー(以下「アートギャラリー」という。) 美術作品の創作体験や鑑賞、発表等の場を提供することにより、市民が美術に親しみ、豊かな文化生活の形成に寄与すること。 川口市立文化財センター旧田中家住宅(以下「旧田中家住宅」という。) 文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条に規定する文化財をいう。以 下同じ。)及びその関連資料の収集、保管及び展示並びに歴史的文化的価値のある施 設を市民の利用に供することにより、市民の郷土の歴史及び文化に関する意識の普及 及び啓発並びに学習機会の提供を行い、もって市民の文化の向上に資すること。								
所在地	「アートギャラリー」川口市並木元町1番76号 ・「旧田中家住宅」川口市末広1丁目7番2号								
構造規模	建物規模 敷域 (1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1	77.5㎡ 77.5㎡ 95.0㎡ 59.0㎡ 59.0㎡ 59.4階建て 2,444.49㎡ 建築面積 667.03㎡ 村指定部分 部(煉瓦造3階建て 93.41㎡) 造4階建て 16.73㎡) 瓦造2階建て 64.43㎡) 一部2階建て 160.05㎡) 仕込倉)(木造平屋建て 99.15㎡) と財指定外 資築棟(RC造4階建て 30.4㎡) 平屋建て 202.86㎡) に日本庭園							
	貸出施設 和館1階日本間(仏間・次の間・座敷) 136.77㎡ 等の規模 茶室 202.86㎡								
所管課	「アートギャラリー」文化推	進室・「旧田中家住宅」文化財課							
2 募集概									
募集要旨 【導入目的】	「アートギャラリー」 民間事業者が有する様々なノウハウを活かし、新たな企画展等の開催やアートへの 関心を高めるための情報発信など、事業内容の充実と管理運営の向上を図ることを目 的に、指定管理者候補者を募集するもの。 「旧田中家住宅」 民間事業者が有する様々なノウハウを活かし、新たな企画展等の開催や国指定重要 文化財である旧田中家住宅への関心を高めるための情報発信など、事業内容の充実 と管理運営の向上を図ることを目的に、指定管理者候補者を募集するもの。								
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間) ただし、旧田中家住宅は令和7年1月から耐震補強工事を実施する計画であり、 新規 完成は令和10年3月31日の予定(工事期間は変更の可能性あり)。								
選定種別	※非公募の場合は、下欄に理由を記述すること								
指定管理料	【年額】	57,132,600円~67,214,600円							
利用料金	有り								

指定管理者候補者選定基本調書

3 教育総務部専門委員会における選定結果 ⇒詳細は資料1ページを参照

	第一位指定管理	【者候補者	第二位指定管理者候補者					
名 称	株式会社21世紀文化芸術	研究室グループ	特定非営利活動法人さいたま映像ボランティアの会					
代表団体	株式会社21世紀文化芸術	研究室	特定非営利活動法人さいたま映像ボランティアの会					
所 在 地	川口市栄町3-105-15-2 3	階	川口市中青木1-5-30ル・ブランシェ101号					
代表者	代表取締役 岡村睦美		理事長 田中一成					
主な業種	サービス業		サービス業					
法人の目的	芸術文化に関わる施設のプラン	ンニング、設計、運営等	社会教育の推進、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動等					
法人の事業	芸術文化施設のプランニング、芸術文化事業に関わる	5知識提供、美術資産の活用アドバイス等	映像制作人材の教育、映像制作関連、ミュージアム運営を支援する事業等					
役員の状況	代表取締役1名、取締役1	名、相談役4名	理事6名、監事2名					
構成団体1	有限会社アプリュスアソシ	エイツ						
所 在 地	川口市戸塚2-25-31-805年	- -						
代表者	取締役 髙田純嗣							
主な業種	販売業、サービス業							
法人の目的	建築用資材の設備・工具、金物製造、加	工、取付、修理及び販売業等						
法人の事業	建築用資材に関する業務、アート作品	制作、イベントの企画運営等						
役員の状況	取締役1名							
構成団体2								
所 在 地								
代表者								
主な業種								
法人の目的								
法人の事業								
役員の状況								
指定管理料								
=	第一次審査	第二次審査	第一次審査	第二次審査				
専門委員会に 審査点数		661	559	536				

【選定理由】

教育総務部指定管理者候補者選定専門委員会において、川口市立アートギャラリー及び川口市立文化財センター旧田中家住宅の目的・役割等を十分に理解し、施設の管理運営方針、平等な利用の確保、施設の設置目的を効果的に最大限発揮、事業計画に沿った管理能力、管理経費の縮減、各施設の適正な事業運営、適正な収支計画について、提出された資料及びプレゼンテーションによる審査を行い、総合的に評価して選考を行った。

審査基準に従って5名の選考委員が8分野、29項目について採点した合計点数は750満点中、「21世紀文化芸術研究室グループ」が最高点の661点、「さいたま映像ボランティアの会」が次順位の536点となった。

第一位候補者の「21世紀文化芸術研究室グループ」は、市民とともに成長・発展できるアート施設の確立や文化財施設の魅力を引き出すことを掲げた管理運営方針、オンライン講座や多言語化での広報誌等の情報発信など、社会情勢の変化に添った施設の公平な利用の確保、アートギャラリーの利用促進に繋がる具体的な計画や地域との関連性を重視した企画展等の提案が高く評価された。

第二位候補者の「さいたま映像ボランティアの会」は、バリアフリー化の検討など、利用者目線に対応した施設の公平な利用の確保、アートギャラリーでの自社の強みを生かした自主事業や旧田中家住宅の魅力を生かした着付教室をはじめ、作法教室や川口の伝統工芸展など、施設の利用促進に繋げる新たな試みの提案が評価されたが、管理運営方針や施設の設置目的を効果的に最大限発揮、適正な収支計画の項目で第一位候補者を上回る評価を得られなかった。

令和4年度 アートギャラリー・旧田中家住宅 第1次審査結果 集計表

※採点基準 5点 優れている 4点 やや優れている 3点 普通 2点 やや劣っている 1点 劣っている E委員 C委員 特定非営利活動法人 株式会社21世紀 さいたま映像ボランティアの会 文化芸術研究室 グループ さいたま映像ボランティアの会 文化芸術研究室 グループ さいたま映像ボランティアの会 文化芸術研究室 さいたま映像ボランティアの会 文化芸術研究室 さいたま映像ボランティアの会 文化芸術研究室 グループ さいたま映像ボランティアの会 文化芸術研究室 さいたま映像ボランティアの会 文化芸術研究室 グルーブ 1、管理運営方針が公の施設として適切であるか(様式5-1) 3.8 満点 各5点 計25点 基準点3点 小計 19 23 3.8 4.6 2、市民(利用者)に平等な利用の確保を行うことができるか(様式5-2) 3.8 4.8 満点 各5点 計25点 基準点3点 小計 19 24 3.8 4.8 3、施設の設置目的を効果的に最大限発揮させることができるか ・施設の設置目的を十分理解し、施設運営の適合性はあるか(様式5-3) 20 23 4 4.6 ・各年度の事業内容は、事業運営に効果的内容であるか(様式5-4) 22 3.8 ・利用者に対するサービスを向上させることは可能であるか(様式5-5) 20 22 4 4.4 ・周辺施設・関係団体等との連携を構築できる計画であるか(様式5-6) 21 23 42 4.6 満点 各20点 計100点 基準点10点 19 4、施設管理を安定して行う能力を有しているか 決算状況はどうか(事業報告書・収支決算書) 3.6 ・財務の状況は良好か(財務の状況を示す書類) (財政基盤はあるか、財務諸表のパランスは取れているか等) 20 3.6 ・適切な労働環境は確保されているか(労働環境調書・様式9) 3.2 ・施設管理・運営するための職員体制は適切であるか(様式5-7) 3.2 ・職員配置計画及びローテーション、雇用形態は適切か 3.4 17 21 42 (様式5-8-①、様式5-8-②) 職員研修計画は適切であるか(様式5-9) 3.8 4.6 19 23 ・危機管理対応は適切であるか(様式5-10) 19 23 3.8 4.6 ・個人情報保護や情報公開の取り扱いは適切であるか(様式5-11) 小計 満点 各40点 計200点 基準点20点 33 28.6 34.2 26 27 23 34 143 5、管理経費縮減等の提案・計画が適切であるか ・利用料金を前提とした具体的な料金設定の方針は適正であるか(様式5-12) 3.6 4.4 ・管理経費縮減の具体的な取り組みは適切であるか(様式5-13) 17 23 3.4 46 満点 各10点 計50点 基準点5点 小計 6、アートギャラリーの事業運営を適切に行うことができるか ・施設の利用促進を図ることのできる具体的内容であるか(様式6-1) 3.6 ・指定管理業務(企画展)の実施の具体的内容は適切であるか(様式6-2) 3.4 17 ・共催事業の教育普及活動等の取り組み内容は適切であるか(様式6-3) 18 22 3.6 4 4 ・ワークショップ・各種講座等の実施の具体的内容は適切であるか(様式6-4) 3.8 4.6 ・自主事業の提案は効果的であるか(様式6-5) 4.4 20 22 4 ・パントリーの活用方法は、具体的内容であるか(様式6-6) 17 21 3.4 4.2 満点 各30点 計150点 基準点15点 小計 22 26 28 109 135 21.8 27 16 7、旧田中家住宅の事業運営を適切に行うことができるか ・事業を行う上で、文化財である旧田中家住宅や、建具や家具を含めた 収蔵資料の保存に関する配慮は適切であるか(様式7-1) 20 22 ・事業運営の前提となる旧田中家住宅の文化的価値について理解を深 19 21 3.8 42 めていくための方法は適切であるか(様式7-2) ・旧田中家住宅の魅力を活用した新たな企画や講座等の開催内容となっ 20 4.4 22 ているか(様式7-3) ・貸出施設の利用促進を図ることのできる内容であるか(様式7-4) 20 ・ボランティア事業等を活用した文化財保護の啓発活動について、 20 22 効果的な内容になっているか(様式7-5) ・自主事業の提案は効果的であるか(様式7-6) 3.4 満点 各30点 計150点 基準点15点 小計 25.8 19 25 28 30 129 23.6 16 118 8、経費及び収入の提案・計画が適切であるか ・指定管理期間中の年度毎の収支計画書は適切であるか(様式8-1) 10 36 7.2 8.4 満点 各10点 計50点 基準点6点 小計 6 8 6 10 36 42 7.2 8.4 合 計 (各150点 計750点) 127 114 132 131 148 85 136 559 659 111.8 131.8 141

令和4年度 アートギャラリー・旧田中家住宅 第2次審査結果表

									※採点基準 5点	優れている 4	点 やや優れている	3点 普通	2点 やや劣っている	1点 劣っている
		A委員	B委員		C委	員	D∄	委員	E₫	員	合	ā†	平	均
		特定非営利活動法人 さいたま映像 ボランティアの会 グループ	さいた主映像 文化	式会社21世紀 化芸術研究室 グループ	特定非営利活動法人 さいたま映像 ボランティアの会	株式会社21世紀 文化芸術研究室 グループ								
1 英田澤学士社が八の佐卯山 ア海切っちてか(株子に1)		3	4 4	,,,,	5	7,7- 7	3		11.727.17.02	,,,,				4.0
1、管理運営方針が公の施設として適切であるか(様式5-1) 満点 各5点 計25点 基準点3点		3	4 4	5	5		3	-	4		5 19 5 19		3.8	4.8
MAN DOW NEOW ETWOM	小計	- 0	1			,	, and a second	,	1		, 10		0.0	4.0
2、市民(利用者)に平等な利用の確保を行うことができるか(様式5-2)		4	4 4	5	4		3	3 5	4		19	24	3.8	4.8
満点 各5点 計25点 基準点3点	小計	4	4 4	5	4		3	3 5	4		19	24	3.8	4.8
3、施設の設置目的を効果的に最大限発揮させることができるか														4.0
・施設の設置目的を十分理解し、施設運営の適合性はあるか(様式5-3)		3	4 4 5 4	5	5 4		i 3	-	4		19		3.8	4.6
・各年度の事業内容は、事業運営に効果的内容であるか(様式5-4) ・利用者に対するサービスを向上させることは可能であるか(様式5-5)		3	4 4	4	5	,	3	3 4	4		19	22	3.8	4.4
・周辺施設・関係団体等との連携を構築できる計画であるか(様式5-6)		3	4 4	4	5		3	3 5	4		19		3.8	4.6
満点 各20点 計100点 基準点10点	小計	12 1	7 16	18	19	20	12	2 17	16	19	75	91	15	18.2
4、施設管理を安定して行う能力を有しているか		,											ļ	
・決算状況はどうか(事業報告書・収支決算書)		4	4 3	3	4		2	2 4	3		16	19	3.2	3.8
・財務の状況は良好か(財務の状況を示す書類) (財政基盤はあるか、財務諸表のパランスは取れているか等)		4	5 3	3	4	•	3	3	3	4	17	19	3.4	3.8
・適切な労働環境は確保されているか(労働環境調書・様式9)		3	5 3	3	4		2		3	4	15			4
・施設管理・運営するための職員体制は適切であるか(様式5-7)		2	5 3		4		3	3 3	3	4	15	22	3	4.4
・職員配置計画及びローテーション、雇用形態は適切か (様式5-8-①、様式5-8-②)		3	4 3	5	4		3	3	3	4	16	21	3.2	4.2
・職員研修計画は適切であるか(様式5-9)		3	4 4	5	4		3	3 4	3		17		3.4	4.6
・危機管理対応は適切であるか(様式5-10)		3	4 4	5	4		3	,	4		18			4.6
・個人情報保護や情報公開の取り扱いは適切であるか(様式5-11)	J. 61	3	4 4		5		3		4		19		3.8	4.8
満点 各40点 計200点 基準点20点	小計	25 3	5 27	34	33	38	22	2 29	26] 35	133	171	26.6	34.2
5、管理経費縮減等の提案・計画が適切であるか														
・利用料金を前提とした具体的な料金設定の方針は適正であるか(様式5-12)		3	4 3	4	4	4	3	3 4	3		16	21	3.2	4.2
・管理経費縮減の具体的な取り組みは適切であるか(様式5-13)		3	4 3	5	i 4	ţ	i 3	3	3		16	23	3.2	4.6
満点 各10点 計50点 基準点5点	小計	6	8 6	9	8	9	6	6 8	6	10	32	44	6.4	8.8
6、アートギャラリーの事業運営を適切に行うことができるか		2	5 4		5 5		3		5	1 ,	5 19	24	3.8	4.8
・施設の利用促進を図ることのできる具体的内容であるか(様式6-1) ・指定管理業務(企画展)の実施の具体的内容は適切であるか(様式6-2)		3	5 3	5	4		3	-	5		5 19		3.8	4.8
・共催事業の教育普及活動等の取り組み内容は適切であるか(様式6-3)		3	5 4	4	4		2		5		18		3.6	4.6
・ワークショップ・各種講座等の実施の具体的内容は適切であるか(様式6-4)		3	5 4	4	4		3	3 3	5		5 19	22	3.8	4.4
・自主事業の提案は効果的であるか(様式6-5)		3	4 4	5	5		i 3	3 4	5		5 20	23	4	4.6
・パントリーの活用方法は、具体的内容であるか(様式6-6)		3	3 3	4	4		3	-	4		17		3.4	4.2
满点 各30点 計150点 基準点15点	小計	17 2	7 22	27	26	30	16	6 23	29	30	110	137	22	27.4
7、旧田中家住宅の事業運営を適切に行うことができるか											-			
・事業を行う上で、文化財である旧田中家住宅や、建具や家具を含めた														
・事業を行う上で、X化財である旧田中家住もや、建具や家具を含めた 収蔵資料の保存に関する配慮は適切であるか(様式7-1)		3	4 4	4	4		j 3	3 4	5		19	22	3.8	4.4
・事業運営の前提となる旧田中家住宅の文化的価値について理解を深めていくための方法は適切であるか(様式7-2)		3	4 4	5	5	,	2	2 3	5		19	22	3.8	4.4
・旧田中家住宅の魅力を活用した新たな企画や講座等の開催内容となっ		4	3 4	5	5		3	3 4	5		5 21	21	4.2	4.2
ているか(様式7-3) ・貸出施設の利用促進を図ることのできる内容であるか(様式7-4)		3	4 4	4	5	,	i 3	3	5	,	5 20	21	4	4.2
・ボランティア事業等を活用した文化財保護の啓発活動について、		j			ľ	•	l "	`	1	· `		2,	1	
効果的な内容になっているか(様式7-5)		4	4	4	4		3	3 4	5		5 20	22	4	4.4
・自主事業の提案は効果的であるか(様式7-6)	4.61	2	4 4	4	4		2	1	5		17	22	3.4	4.4
満点 各30点 計150点 基準点15点	小計	19 2	3 24	26	27	29	16	0 22	30] 30	116	130	23.2	26
8、経費及び収入の提案・計画が適切であるか														
・指定管理期間中の年度毎の収支計画書は適切であるか(様式8-1)	× 2	6	В 6	8	8		6	8 8	6	3	32	40	6.4	8
満点 各10点 計50点 基準点6点	小計	6	8 6		8		6	6 8	6	8	32		6.4	8
合 計 (各150点 計750点)		92 12	6 109	132	130	144	84	4 117	121	142	536	661	107.2	132.2

川口市教育総務部指定管理者選定に関する審査基準 (アートギャラリー・旧田中家住宅)

1 審査基準

- (1) 管理運営方針が公の施設として適切であること
- (2) 市民に平等な利用の確保を行うことができること
- (3) 施設の設置目的を効果的に最大限発揮させることができること
- (4) 施設管理を安定して行う能力を有していること
- (5) 管理経費縮減等の提案・計画が適切であること
- (6) アートギャラリーの事業運営を適切に行うことができること
- (7) 旧田中家住宅の事業運営を適切に行うことができること
- (8) 経費及び収入の提案・計画が適切であること

2 審査方法

- (1) 1次審査
 - ア 審査項目
 - ・書類審査・・・基準を満たした提案内容であるかの審査 (別紙1)

イ 審査の流れ

川口市教育総務部指定管理者候補者選定専門委員会の各委員において、関係書類が 5 段階の評定基準のいずれかに該当するかを評定・審査し、原則として複数の優秀提 案者を決定します。

- ① 各項目を点数化→各審査員の得点記入 (別紙1)
- ② 点数による順位比較
- ③ 複数の優秀提案者を 2 次審査へ選出

(2) 2次審査

ア 審査項目

・プレゼンテーション・・・基準を満たした提案内容であるかの審査 (別紙1)

イ 審査の流れ

1次審査通過団体に対して、具体的な事業内容や運営の実現性等についてのプレゼンテーション等を実施し、5段階の評定基準のいずれかに該当するかを評定・審査し、指定管理者の候補者および第2位の候補者等を選定します。

- ① プレゼンテーション実施
- ② 提案内容の比較検討
- ③ 各項目を点数化→各審査員の得点記入(別紙1)
- ④ 点数による順位比較
- ⑤ 指定管理者候補者および第2位を決定